

草津市通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年草津市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しおよび同条第1項中「登録」を「登録認定」に改め、同条第2項中「正当と認めるときは登録」を「登録認定の可否を決定」に改める。

第7条から第9条までを次のように改める。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定期券を発行する者に当該補助金の代理受領を希望する者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請する者は、前2項に規定する申請書に金額の表示がある路線バス定期券の写しまたは領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項または第2項の申請書の提出により、規則第1.3条に規定する実績報告があったものと見なす。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうち、補助金の交付の可否を決定するとともに、その旨を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定の通知により、規則第1.4条の規定による補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 転居等に伴い路線バスの定期券が不要となり、バス会社から定期代の還付を受けたとき。

(2) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたと認められるとき。

別記様式第1号中「登録」を「登録認定」に、「草津市長 様」を「草津市長 宛」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条第1項関係)

年 月 日

草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書

草津市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年度草津市通学費補助金事業について、補助金の交付を受けたいので、草津市通学費補助金交付要綱第7条の規定により、_____を添えて下記のとおり申請および請求します。

記

1. 補助金交付申請額および請求額 _____ 円

2. 通学定期券購入報告書

バス定期券の種類	()学期定期、1か月定期、3か月定期	
バス定期券購入費の内訳	バス定期券購入費 ①	購入費内訳
	円	補助金(①)× / 、1円未満切捨て) 円
		自己負担金 円

3. 補助金振込先

銀行名	銀行	支店(所)名
普通・当座	口座番号	口座名義人

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条第2項関係）

年 月 日

草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書

草津市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____ 印

年度草津市通学費補助金事業について、補助金の交付を受けたいので、草津市通学費補助金交付要綱第7条の規定により、_____を添えて下記のとおり申請および請求します。なお、交付の対象となった場合は、_____に代理受領を委任しますので、受任者の口座に振り込みいただきますようお願いいたします。

記

1. 補助金交付申請額および請求額 _____ 円

2. 通学定期券購入報告書

バス定期券の種類	()学期定期、1か月定期、3か月定期	
バス定期券購入費の内訳	バス定期券購入費 ①	購入費内訳
	円	補助金①× / 、1円未満切捨て) 円
		自己負担金 円

3. 補助金振込先（代理受領受任者）

銀行名	銀行	支店(所)名
普通・当座	口座番号	口座名義人

別記様式第4号を削る。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年告示第43号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第5条（略） （事前登録認定）</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ草津市通学費補助登録認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出し登録認定を受けなければならない。ただし、年度当初において登録認定を受けた者は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録認定の可否を決定するとともに、その旨を申請した者に通知するものとする。</p> <p>（補助金の交付申請等）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第2号）を市長に提出しななければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定期券を発行する者に当該補助金の代理受領を希望する者は、草津市通学費補助金交付申請書兼交付請求書（別記様式第3号）を市長に提出しななければならない。</p> <p>3 前2項の規定により申請する者は、前2項の申請書に金額の表示がある路線バス定期券の写しまたは領収書の写しを添えて、市長に提出しななければならない。</p>	<p>第1条～第5条（略） （事前登録）</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ草津市通学費補助登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出し登録を受けなければならない。ただし、年度当初において登録を受けた者は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、正当と認めるときは登録するとともに、その旨を申請した者に通知するものとする。</p> <p>（補助金等交付申請書の添付書類）</p> <p>第7条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、通学定期券購入計画書（別記様式第2号）とする。</p>

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年告示第43号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>4 市長は、第1項または第2項の申請書の提出により、規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。</p> <p><u>（補助金の交付決定等）</u></p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定するとともに、その旨を申請した者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の決定の通知により、規則第14条に規定する補助金の確定通知がなされたものとみなす。</p> <p><u>（補助金の返還）</u></p> <p>第9条 市長は、申請した者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付を取消し、または交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 転居等に伴い路線バスの定期券が不要となり、バス会社から定期代金の還付を受けたとき。</p> <p>(2) 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、または受けようとしたと認められるとき。</p> <p>第10条（略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第8条 市長は、補助金を規則第16条第2項に規定する前金払により交付することができる。この場合において、補助金の交付を受ける者は、あらかじめ補助金前金払請求書（別記様式第3号）により請求するものとする。</p> <p>(補助事業等実績報告書の添付書類)</p> <p>第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 通学定期券購入報告書（別記様式第4号）</p> <p>(2) 金額の表示がある路線バス定期券の写しまたは領収書の写し</p> <p>第10条（略）</p>

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年告示第43号）新旧対照表

改正後（案）

別記様式第1号（第6条第1項関係）

別記様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

草津市通学費補助金~~交付~~申請書

草津市長 立

住所 _____

氏名 _____

年度草津市通学費補助金の対象者として登録されるよう、草津市通学費補助金交付要綱第6条の規定によりその申請をします。

ふりがな 利用する児童の氏名		(歳)	年 月 日 生
児童の状況	当補助金申請にあたり第 子目		
住所	草津市		
通学する小学校、学年および分団	草津市立 分団名	小学校	年
分団集合地点（または住宅）から小学校までの区間	分団集合場所等		
バス定期券の利用期間	年 月 日から	年 月	日まで
バス定期券の利用区間			
路線バス会社			

現行

別記様式第1号（第6条第1項関係）

別記様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

草津市通学費補助金~~交付~~申請書

草津市長 様

住所 _____

氏名 _____

年度草津市通学費補助金の対象者として登録されるよう、草津市通学費補助金交付要綱第6条の規定によりその申請をします。

ふりがな 利用する児童の氏名		(歳)	年 月 日 生
児童の状況	当補助金申請にあたり第 子目		
住所	草津市		
通学する小学校、学年および分団	草津市立 分団名	小学校	年
分団集合地点（または住宅）から小学校までの区間	分団集合場所等		
バス定期券の利用期間	年 月 日から	年 月	日まで
バス定期券の利用区間			
路線バス会社			

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年告示第43号）新旧対照表

改正後（案）	現行							
<p>様式第3号（第7条第2項関係）</p> <p>草津市通学費補助金交付申請書兼交付申請書</p> <p>草津市長 宛</p> <p>住所 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____</p> <p>氏名 _____ 姓 _____ 名 _____ 姓 _____ 名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>草津市通学費補助金事業について、補助金の交付を希望するので、草津市通学費補助金交付要綱第7条の規定により、_____を添えて下記のとおり申請書より請求します。なお、交付の対象となつた場合は、_____に代理受領を委任しますので、委任者の口座に振り込みいただきますようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 補助金交付申請額および請求額 _____ 円</p> <p>2. 通学定期券購入報告書</p> <table border="1" data-bbox="957 1220 1141 1870"> <tr> <td>1. 定期券の種類</td> <td>() 学期間隔、1ヵ月定期、3ヵ月定期</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 定期券購入費の請求</td> <td>購入金額</td> </tr> <tr> <td>補助金(円) _____ (1円未満は四捨五入)</td> </tr> <tr> <td>3. 補助金振込先(代理受領受託者)</td> <td>自己口座</td> </tr> </table> <p>銀行名 _____ 銀行 _____ 支店(野)名 _____</p> <p>普通・当座 口座番号 _____ 口座名義人 _____</p>	1. 定期券の種類	() 学期間隔、1ヵ月定期、3ヵ月定期	2. 定期券購入費の請求	購入金額	補助金(円) _____ (1円未満は四捨五入)	3. 補助金振込先(代理受領受託者)	自己口座	<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>草津市長 様</p> <p>住所 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____</p> <p>氏名 _____ 姓 _____ 名 _____ 姓 _____ 名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>依津市通学費補助金申請書</p> <p>年 _____ 月 _____ 日付、新 _____ 号で交付決定があった依津市通学費補助金を下記のとおりに交付されるよう、草津市補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求いたします。</p> <p>記</p> <p>金 _____ 円</p>
1. 定期券の種類	() 学期間隔、1ヵ月定期、3ヵ月定期							
2. 定期券購入費の請求	購入金額							
	補助金(円) _____ (1円未満は四捨五入)							
3. 補助金振込先(代理受領受託者)	自己口座							

草津市通学費補助金交付要綱（平成17年告示第43号）新旧対照表

改正後（案）

現行

様式第4号（第9条第1項第1号関係）

様式第4号(第9条第1項第1号関係)

通学定期券購入報告書

ふりがな 利用する児童の氏名	（満 歳） 年 月 日生
児童の状況	当補助金申請にあたり第 子目
住所	草津市
通学する小学校および学年	草津市立 小学校 年
バス定期券の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
バス定期券の利用区間	～
バス定期券の種類	（ ）学期定期、1か月定期、3か月定期
バス定期券購入費の内訳	バス定期券購入費
	購入費内訳
	補助金 円
	自己負担金 円

草津市修学援助資金給付規則を廃止する規則

草津市修学援助資金給付規則（平成17年草津市規則第8号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱
草津市自主活動学級参加促進事業補助金交付要綱（平成17年草津市告示第72号）
は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

第2期草津市スポーツ推進計画（案）
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 実施期間 | 令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで |
| 2 意見者数 | 1人 |
| 3 意見総数 | 4件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり） |
| 4 意見の反映件数 | 0件 |

周知方法

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ保健課（1人） ・情報公開室（0人） ・草津市立図書館（0人） ・南草津図書館（0人） その他の配架場所 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域まちづくりセンター（11人） ・社会体育施設等（総合体育館、三ツ池運動公園、武道館、ふれあい体育館、YMITアリーナ（くさつシティアリーナ））（2人）
資料送付	送付数： 0件（団体0件、個人0件）
個別説明	説明数： 0件
市ホームページ	アクセス数：61件（2月16日確認）
広報紙	1月15日号
資料提供	1月15日付け
その他（市 Facebook）	1月15日付け

計画案の概要版掲示施設

- | | | |
|--------|----------------------|------------|
| 【必須施設】 | ・各地域まちづくりセンター（14箇所） | ・各隣保館（4箇所） |
| | ・草津市立図書館 | ・南草津図書館 |
| | ・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ | ・人権センター |

【その他の施設】

結果公表の日時

- | | |
|----------|--|
| (1) 公表日時 | 【ホームページ】 3月下旬 |
| | 【広報紙】 4月1日号 |
| (2) 公表方法 | ホームページ、広報紙、結果の配架（スポーツ保健課、情報公開室、草津市立図書館、南草津図書館） |

提出された意見と市の考え方

No	意見（ページ数）	市の考え方
1	<p>子ども（幼少期）から、スポーツで一流（プロ）スポーツ選手などの試合やふれあえる機会を充実することは賛成です。</p> <p>このことがきっかけとなり、目標に掲げている運動好きな子どもも増えることが考えられるし、スポーツ少年団の加入にもつながるのではないかと考えます。（30・31ページ）</p>	<p>一流（プロ）スポーツ選手等との交流やプロスポーツの観戦機会の創出など、子どもたちとスポーツの関わりを充実させることで、目標達成につなげてまいります。</p>
2	<p>30代から40代のスポーツ実施率が低い、始めるきっかけがない事や場所がないといった理由が考えられるため、活動団体等の広報が必要であると思います。（33～36ページ）</p>	<p>広報くさつ等での社会体育施設や関係団体のスポーツ教室等の紹介に加え、親子で参加できる運動教室や、家事や通勤時間を運動にする取り組みなどの情報を発信し、30代から40代のスポーツ実施率の向上に努めます。</p>
3	<p>総合体育館やふれあい体育館の老朽化が進んできているため、利用者の安全面等を踏まえ、計画的に更新工事やスポーツ備品の交換等を希望します。（38ページ）</p>	<p>2025年、滋賀県で開催予定の国民スポーツ大会等に向けて施設改修を進めております。スポーツ備品の適期の更新も含め、引き続き、社会体育施設の適正な維持管理に努めてまいります。</p>
4	<p>全体的に各項目になっている「する」「みる」「支える」「知る」と記載されており、わかりやすい計画になっていると思います。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございました。計画に基づき、スポーツの推進に努めます。</p>

▼原案への反映について

パブリックコメントの実施結果による計画（案）の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、計画に基づく具体的な取り組みにあたっての参考とさせていただきます。

第2期草津市スポーツ推進計画(案) 概要版

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に「草津市スポーツ推進計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、「A ししくさつ」でつくる「みんなが スポーツ 大好きなまち くさつ」を基本理念に、様々なスポーツ推進に係る取組を行ってきました。

この間、国においては、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」が策定され、これを受けて滋賀県では、平成30年3月に「第2期滋賀県スポーツ推進計画」が策定されました。

この度、第1期計画の期間が令和2年度で終了することから、これまでの成果と課題、近年の国・県の状況、滋賀県で開催される国・県・障スポへの取組を踏まえ、さらなるスポーツの推進を図るため、「第2期草津市スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づく計画で、国の「第2期スポーツ基本計画」や「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を踏まえます。また、本市の上位計画との整合を図るとともに、関連計画との連携を図り、本市のスポーツ推進の基本的方向性を示すものです。

3. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

第2章 本市のスポーツを取り巻く現状、成果と課題

子どもの体力向上とスポーツ活動の推進

- 体育指導者の充実等により子どもたちの体力向上を図ることができました。小・中学校の部活動では、運動部に所属する生徒の減少による種目の統廃合や指導者不足が課題であり、スポーツ少年団も団員や活動場所の確保等が課題となっています。学校の動き方改革を踏まえ、子どもたちのスポーツ活動を地域社会で担っていくために、地域や関係機関と連携しながら質の向上に努め、市全体で幼少期の頃から子どもの体力向上に取り組みが必要があります。また、運動の好き嫌い体力には相関関係があると言われていることから、体力の向上に向けて、運動好きの子どもを増やすことも重要です。

生涯スポーツ活動の推進

- 成人(20歳以上)の週1回30分以上のスポーツ実施率は基準値から増加したものの、働き世代・子育て世代のスポーツ実施率が低いことから、世代別やライフスタイルに合わせた効果的なアプローチや意識づけなど、スポーツ実施率向上に向けた具体的な取組について検討が必要です。

地域コミュニティによるスポーツの推進

- スポーツ推進委員協議会や学区体育振興会、くさつ健・交クラブなどの活発な活動により、地域のスポーツ環境が充実したほか、14学区全ての学区区長が協議会での趣意書により、健康増進の取組が拡大しました。しかし、イベントによっては参加者の固定化や参加者の確保が難しい等の課題がみられ、より多くの市民が参加しやすい工夫と検討が必要です。

競技スポーツの推進

- 競技力の向上に向けて、指導者の確保・育成を進めるほか、国・県・障スポ・障スポに向けて、次代のアスリートへの発掘・育成を推し進めたいために、スポーツ協会を中心として市内の競技団体や滋賀県スポーツ協会などの関係団体との情報共有や連携の強化に取り組みすることが重要です。

スポーツ環境の充実

- 令和元年にくさつシティアリーナが完成したほか、国・県・障スポの開催に向けて、(仮称)草津市立ブルーの整備を進めるなど、社会体育施設整備が進みました。また、「草津市スポーツ情報ネット」で情報発信の充実を図りました。しかし、施設利用手続きの簡素化や施設数の不足を感じる市民の声が多いことから、オンライン施設予約の検討や、社会体育施設等身近に運動ができる場の整備等快適な施設利用に向け、今後の財政状況を踏まえながら検討する必要があります。

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進

草津市スポーツ推進連絡協議会を設置し、事業や組織間の連携を強化できる“ALL くさつ”の体制を構築することで、各基本方針に基づく施策の具体的な事業を効率的・効果的に取り組み、課題解決や施策を協働で推進します。

2. 計画の進行管理

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、必要に応じて具体的な取組内容や予算の見直し等、計画の進行管理を行います。

基本方針ごとに設定した目標の達成に向けて、庁内関係部署において施策の評価を行うとともに、草津市スポーツ推進審議会において、本計画の点検・評価を審議し、審議結果を次年度の施策展開に反映させ、各基本方針の目標達成に向けて、効果的・効率的に取り組みます。

3. 数値目標 ※現状は令和元年度、目標は令和7年度

基本方針1 子どもの体力向上と スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 新体力テストの成績(小学5年生) 現状 男子54.68点 女子55.50点 → 目標 男女とも全国平均点を上回る(小学5年生) ● 運動(やスポーツ)をすることが好きな子どもの割合(小学5年生) 現状 男子69.3% 女子52.7% → 目標 男女とも全国平均割合を上回る ● 20歳以上の人の週1回30分以上のスポーツ実施率 現状 全体:56.0% → 目標 65%以上 年齢層別: 20歳代52.9%、30歳代44.2%、40歳代52.5%、 50歳代53.2%、60歳代58.5%、70歳代71.1%、 80歳以上55.7% → 目標 60歳代以下 65.0%、70歳代以上 現状維持
基本方針2 生涯スポーツ活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 滋賀県民体育大会における草津市の総合得点 現状 57.83点(県5位) → 目標 65.00点(県3位) ● 全国大会の出場件数 現状 89件(508名) → 目標 100件(600名)
基本方針3 競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会体育施設等の利用者満足度(5ポイント満点) 現状 3.61ポイント → 目標 4.00ポイント ● 社会体育施設等の利用者数 現状 682,171人 → 目標 800,000人
基本方針4 スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的なスポーツイベントの参加者数 現状 延べ22,450人/年 → 目標 延べ30,000人/年 ● 国・県・障スポ参加者数(選手・監督、大会関係者、観戦者) 現状 1人 → 目標 延べ50,000人

第2期草津市スポーツ推進計画(令和3年3月)

草津市教育委員会事務局 スポーツ保健課
草津市草津三丁目13番30号 TEL.077-561-2432 FAX.077-561-2488

第3章 基本理念

第1期計画の考え方を継承しつつ、近年の国・県の状況、国スポ・障スポの開催に向けた環境整備の推進や市民のライフスタイルの変化など課題に対応するため、「する」「みる」「支える」「知る」といった多様なスポーツの関わり方、スポーツによるまちの活性化など、新たな視点を盛り込みスポーツを推進するため、基本理念のもとに本市のスポーツ推進に取り組んでいきます。

「する みる 支える 知る」

“ALLくさつ”でつなぐ健幸スポーツのまち

これからはスポーツを「する」だけでなく、「みる」「支える」「知る」ことで市民一人ひとりがスポーツに関わる時代です。それぞれ自分にあった関わり方でスポーツに親しむことで、心身の健幸に努め、またスポーツを通じて人と人がつながり、さらにそこから交流が生まれ、まちの活力を生み出す。そんなスポーツのまちをALLくさつで未来につなげていきます。

第4章 基本方針と施策展開

<p>基本方針 1</p> <p>子どもの体力向上とスポーツ活動の推進</p> <p>(1) 乳幼児・児童の運動(遊び)の推進 ①遊びを通じた運動・スポーツの充実 ②親子で楽しむ運動・機会の充実 ③地域ぐるみで取り組む子どもたちの運動・スポーツ機会の充実 ④プロスポーツ選手等と連携した子どもたちのスポーツ機会の充実</p> <p>(2) 学校教育の充実 ①授業内容の充実と体育指導の向上 ②大学と連携した学校教育の充実 ③学校・大学・児童育成クラブとの連携による体力向上 ④部活動の充実 ⑤スポーツ関係団体や大学等と連携した部活動の支援</p> <p>(4) スポーツ少年団活動の活性化 ①スポーツ少年団の支援</p> <p>(5) スポーツ鑑賞の予防 ①スポーツ鑑賞に関する学習の推進 ②スポーツ傷害を防ぐ指導者の育成</p>	<p>基本方針 2</p> <p>生涯スポーツ活動の推進</p> <p>(1) ライフステージにあわせた健康づくりの推進 ①ライフステージに応じた事業の推進 ②気軽に参加できるスポーツや健康づくり事業の推進 ③高齢者が気軽に参加できる事業の推進 ④ウオーキングの推進 ⑤ランニングの普及 ⑥健康推進員による体操の普及啓発</p> <p>(2) 「する」「みる」「支える」「知る」スポーツの参加促進 ①スポーツ活動機会の充実 ②初心者向けスポーツ教室の開催促進 ③「する」「みる」「支える」「知る」様々なたちでのイベント参加機会の提供</p> <p>(3) 食育による健康づくりの推進 ①子どもの食育の推進 ②高齢者の食育の推進</p> <p>(4) 体育鑑賞会活動の充実 ①学区単位のスポーツ活動の充実 ②地域スポーツクラブの支援</p> <p>(5) 総合型地域スポーツクラブ活動の活性化 ①総合型地域スポーツクラブの支援</p> <p>(6) 障害者スポーツの推進 ①障害者が参加するスポーツイベントの支援・充実 ②草津市立障害者福祉センター等との連携による障害者スポーツの推進 ③施設のユニバーサルデザイン化等の推進</p>	<p>基本方針 3</p> <p>競技スポーツの推進</p> <p>(1) スポーツ協会活動の活性化 ①スポーツ協会の向上 ②競技力の向上</p> <p>(2) スポーツ少年団活動の活性化※再掲 ①スポーツ少年団の支援</p> <p>(3) 各種大会出場者への支援 ①激励金の交付 ②スポーツ顕彰の実施</p> <p>(4) 将来を担うアスリートの育成 ①ジュニアアスリートの育成 ②専門性を生かしたアスリートへの育成</p> <p>(5) 国スポ・障スポ、各種競技大会の推進 ①国スポ・障スポの推進 ②各種競技大会の開催</p>	<p>基本方針 4</p> <p>スポーツ環境の充実</p> <p>(1) 指導者の育成・ボランティア機会の充実 ①指導者の育成 ②スポーツ協会との連携 ③スポーツボランティア機会の充実</p> <p>(2) スポーツ推進委員活動の推進 ①地域のスポーツ活動の推進 ②地域各種団体等との連携によるスポーツ活動の推進</p> <p>(3) スポーツ情報の発信・充実 ①ホームページやSNSを活用した情報発信の充実 ②各種情報メディアを活用した情報発信の充実</p> <p>(4) 社会体育施設等の整備・充実 ①社会体育施設・公園等の整備・充実 ②施設のユニバーサルデザイン化等の推進※再掲 ③地域まちづくりセンター等の地域の身近な施設の活用</p> <p>(5) 学校体育施設開放の充実 ①学校体育施設開放の充実</p> <p>(6) 企業・大学等管理施設の有効活用 ①企業・大学等管理施設の有効活用</p>	<p>基本方針 5</p> <p>スポーツによるまちの活性化</p> <p>(1) 各種関係団体と連携した取組の推進 ①各種関係団体との連携強化 ②大学等と連携したスポーツ活動の推進 ③企業等と連携したスポーツ活動の推進</p> <p>(2) スポーツツーリズムの促進 ①広範囲な来客が期待できる参加型イベントの活用 ②スポーツ観戦機会の充実 ③スポーツイベント等の推進</p> <p>(4) スポーツを通じた交流促進 ①様々なたちでのイベント参加を通じた市民の交流促進</p> <p>(5) 国スポ・障スポを契機とするスポーツレガシーの創出 ①国スポ・障スポを市全体で支える機運の醸成 ②国スポ・障スポを通じてのスポーツ文化の醸成と継承</p>
---	---	---	---	---

「紙本金地著色王会図 六曲屏風」の滋賀県指定有形文化財への指定
および滋賀県有形文化財指定に伴う草津市指定有形文化財指定解除について（報告）

名称	員数	所有者	所在地
紙本金地著色王会図 六曲屏風	一双	草津市芦浦町445番地 宗教法人観音寺	大津市打出浜地先 滋賀県立琵琶湖文化館

昭和57年12月6日 草津市指定有形文化財 指定

令和3年2月16日 滋賀県指定有形文化財 指定

（令和3年2月16日付け滋文保第215号 通知）

令和3年2月16日 草津市指定有形文化財 指定解除

（草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第5条第3項の規定により、市指定有形文化財の指定が解除）

「紙本金地著色王会図 六曲屏風」説明資料

指 定 分 野 絵画の部
 指 定 名 称 紙本金地著色王会図 六曲屏風
 員 数 一双
 所 有 者 宗教法人観音寺
 所有者の住所 草津市芦浦町445番地
 所 在 地 大津市打出浜地先 滋賀県立琵琶湖文化館

法 量 (各) 縦164.7cm×横413.2cm
 構 造 紙本金地著色 屏風装 各扇紙継5段
 時 代 桃山時代



左隻



右隻

説明

・「王会図」は中国・唐時代に成立した画題で、中国周辺の異民族が皇帝に朝貢（貢物を献上すること）する様を描く。異民族が皇帝の徳を慕って来朝することは、皇帝の徳の高さを示す証として歓迎された。ただし、中国および日本において現存する王会図の作例は少ない。

・観音寺に伝来する王会図は、現状、六曲一双の屏風仕立てであるが、画面を構成する12枚の扇のうち6扇に襖の引手跡が認められるため、当初は襖貼り（6面分）として建物を飾っていたと考えられる。右隻には殿舎内で皇帝と思われる人物に参内者が貢ぎ物を捧げる様を描かれる。左隻には参内のために殿舎内の庭に並ぶ人々と門外で待つ従者や馬などが描かれる。

・本図に描かれた諸人物は総じて長身に均整がとれており、面貌は理知的かつ端正にあらわされている。これは桃山画壇を代表する絵師の狩野永徳（1543～1590）筆であることが有力視される「仙人高士図屏風」（京都国立博物館）や「群仙図襖」（南禅寺）の人物画の作風を踏襲している。また、皇帝の側に控える従者や笙を吹く人物の図像は、狩野派絵師の筆になる「玄宗並笛図屏風」（文化庁）にも見られ、同一の粉本（下書き）が使用されていると考えられる。本図の樹木や岩の描法は永徳画のそれに比べると温和で躍動感を欠くが、製作時期は16世紀末を下るものではなく、筆者は不明ながら永徳の次世代にあたる狩野派有力絵師と考えられている。

・以上のように、本図は王会図という希少な画題を伝えることに加え、16世紀末頃に狩野派の有力絵師によってえがかれたことが明らかな作例として注目される。秀麗な彩色と硬軟を使い分けた的確な筆致は特筆すべきものであり、桃山時代の金碧障壁画として、滋賀県を代表する優品のひとつとして評価できる。

（令和3年2月9日 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課提供資料より）

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
ウォータークーラー	1	214,000	214,000	草津市追分七丁目6番1号 高穂中学校PTA	令和3年 3月13日	高穂中学校
小計			214,000			
屋外電波時計	1	460,000	460,000	草津市野路東三丁目3番8号 玉川中学校PTA	令和3年 2月27日	玉川中学校
小計			460,000			
パワーミキサー	1	172,700	172,700	草津市矢橋町1180番地	令和3年	老上西小学校
スピーカー	4	68,750	275,000	特定非営利活動法人ひかりの子	2月16日	
スピーカーケーブル	2	10,780	21,560	林 正信		
スピーカーケーブル	2	16,720	33,440			
接続ケーブルセット	1	4,950	4,950			
小計			507,650			
電子黒板	1	492,800	492,800	草津市矢橋町1180番地 特定非営利活動法人ひかりの子 林 正信	令和3年 2月25日	老上西小学校
小計			492,800			
電子黒板	1	934,000	934,000	草津市矢橋町1180番地	令和2年	老上小学校
運動会用移動PAアンプ	1	320,000	320,000	特定非営利活動法人ひかりの子 林 正信	12月24日	
小計			1,254,000			
デジタルカメラ	8	14,520	116,160	草津市新堂町111番地	令和3年	新堂中学校
SDHCカード	8	2,200	17,600	新堂中学校卒業生一同	2月15日	
小計			133,760			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
ひな段枠	2	59,400	118,800	草津市野村五丁目6番2号	令和3年	笠縫小学校
ひな段板	9	7,800	70,200	笠縫学区自治連合会	2月15日	
ひな段エッチカバー	11	1,000	11,000	会長 松村 幸子		
小計			200,000			
マット ごぎシート	1	80,000	80,000	草津市上笠一丁目18番33号	令和3年	笠縫幼稚園
				笠縫学区自治連合会 会長 松村 幸子	3月15日	
小計			80,000			
ノーパンカー輪車	3	14,400	43,200	大津市浜町1番38号	令和3年	笠縫小学校
ノーパンカー輪車	3	14,900	44,700	(株)滋賀銀行	2月2日	
ノーパンカー輪車	1	19,140	19,140	取締役頭取 高橋 祥二郎		
コンパクトデジタルカメラ	7	13,280	92,960	(SDGs私募債 ヤマト住建(株))		
小計			200,000			
書架	1	200,000	200,000	大津市浜町1番38号	令和2年	草津第二小学校
				(株)滋賀銀行 取締役頭取 高橋 祥二郎 (SDGs私募債 (有)トラスト)	8月27日	
小計			200,000			
ワイヤレスアンプ	1	140,000	140,000	大津市浜町1番38号	令和3年	老上中学校
ワイヤレスマイク	1	34,400	34,400	(株)滋賀銀行 取締役頭取 高橋 祥二郎 (SDGs私募債 (株)岸本工業)	2月5日	
小計			174,400			
ノート	1,342	707	949,410	草津市芦浦町313番地の1	令和3年	市内小学校
				(株)井上工業 代表取締役 小久保 隆則	3月	
小計			949,410			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
電動裁断機	1	399,960	399,960	草津市西矢倉三丁目6-11-15 矢倉学区子ども会指導者連絡協議会	令和3年 2月5日	矢倉小学校
小計			399,960			
ソフトスクリーン	1	32,450	32,450	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	令和2年 7月9日	笠縫東小学校
小計			32,450			
ワイヤレスディスプレイアダプタ	1	45,756	45,756	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	令和2年 7月9日	笠縫東小学校
小計			45,756			
ビデオカメラ三脚	1	8,360	8,360	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	令和3年 2月8日	笠縫東小学校
小計			8,360			
デジタルスチルカメラサイバースhoot	1	14,880	14,880	東京都品川区北品川4-2-1	令和3年	矢倉幼稚園
CDラジカセ	1	7,880	7,880	公益財団法人ソニー教育財団 会長 盛田 昌夫	2月5日	
小計			22,760			
多目的テーブ	1	5,000	5,000	草津市矢倉二丁目5番21号	令和3年	矢倉幼稚園
万国旗B	2	1,600	3,200	矢倉幼稚園PTA	3月18日	
小計			8,200			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
三角コーン	2	27,691	55,382	草津市野路九丁目6番63号 玉川こども園PTA	令和3年 3月3日	玉川こども園
小計			55,382			
デジタルカメラ	1	49,200	49,200	草津市南山田町672番地2 山田こども園PTA	令和3年 3月18日	山田こども園
小計			49,200			
フックスタンド	1	15,000	15,000	草津市上笠一丁目6番1号 笠縫幼稚園PTA	令和3年 3月15日	笠縫幼稚園
小計			15,000			
プロジェクター	1	88,000	88,000	草津市平井三丁目8番2号	令和3年	笠縫東こども園
ハンズフリー拡声器	1	37,932	37,932	笠縫東こども園PTA	3月18日	
小計			125,932			
絵本	40		57,200	草津市東草津四丁目701 特定非営利活動法人 草津の未来を建設する市内業者会 理事長 森川 守	令和3年 2月16日	市内幼稚園 幼稚園型こども園 (8園)
小計			57,200			
合計			5,686,220			